

公民館に併設されている連絡所の廃止について

本市では、平成3年から平成10年にかけて住民票等の証明書発行窓口である連絡所を公民館に併設してきましたが、平成25年度から窓口体制を見直し、証明書自動交付機の廃止やマイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスの導入等を行ったことに伴い、当該連絡所における証明書の発行件数は減少傾向にあります。

こうしたことを踏まえ、令和3年4月に策定した相模原市行財政構造改革プランにおいて、公民館に併設された連絡所については見直しの対象とし、令和3年度末をもって廃止することとしました。

1 廃止となる連絡所

- (1) 相原連絡所(相模原市緑区相原4丁目14番12号)
- (2) 光が丘連絡所(相模原市中央区並木4丁目7番9号)
- (3) 大沼連絡所(相模原市南区東大沼3丁目17番15号)
- (4) 大野台連絡所(相模原市南区大野台5丁目16番38号)
- (5) 上鶴間連絡所(相模原市南区上鶴間本町7丁目7番1号)

2 廃止する日

令和4年3月31日

3 空きスペースの利活用

連絡所廃止後の空きスペースについては、オープンハウスを行った際のご意見等も踏まえて、有効な利活用ができるよう引き続き検討を進めていきます。